様式第十一（第10条関係）

収入印紙

仮専用実施権設定（変更）登録申請書

（令和　年　月　日）

（　円）

特許庁長官　殿

1　特許出願の表示
2　権利の表示
3　仮専用実施権の範囲
4　登録の目的
5　申請人（登録権利者）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
6　申請人（登録権利者）代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
7　申請人（登録義務者）
　住所（居所）
　氏名（名称）
8　申請人（登録義務者）代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
9　添付書面の目録
　(1)　仮専用実施権設定契約証書　１通
　(2)　（　通）

〔備考〕

1　申請書の表題は、仮専用実施権を設定しようとするときは「仮専用実施権設定登録申請書」と記載し、既に登録されている仮専用実施権の範囲を変更しようとするときは「仮専用実施権変更登録申請書」と記載する。

2　「特許出願の表示」の欄には、「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。

3　仮専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄に、変更する仮専用実施権の順位番号及び範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、仮専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

4　仮専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「仮専用実施権の範囲」の欄には、設定契約証書に記載された仮専用実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、仮専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「仮専用実施権の範囲」の欄は設けるには及ばない。

5　「登録の目的」の欄には、「仮専用実施権の設定」又は「本仮専用実施権の範囲を「〇〇」と変更」のように記載する。

6　特許法第34条の２第５項ただし書に規定する別段の定めがある場合は、様式中５から９までを１項ずつ繰り下げ、「４　登録の目的」の欄の次に「５　特許法第34条の２第５項ただし書に規定する別段の定め」の欄を設け、「有」と記載する。

7　「仮専用実施権設定（変更）契約証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

8　その他は、様式第七の備考１から４まで、９から14まで及び16から18までと同様とする。この場合において、様式第七の備考14中「及ばない」とあるのは「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」と読み替えるものとする。

様式第十八（第13条の６関係）

包括委任状援用制限届

（令和　年　月　日）

特許庁長官　殿

1　特許番号
2　特許権者
　住所（居所）
　氏名（名称）
3　届出の内容
　援用を制限した代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
4　代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）

〔備考〕

1　特許権者以外の者が届出を行う場合にあつては、「特許権者」の欄に代えて「専用実施権者」又は「仮専用実施権者」のような欄を設ける。

2　その他は、様式第七の備考１から３まで、９から12まで、14、17及び18と同様とする。この場合において、様式第七の備考10中「「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」」とあるのは、「特許権者」と、備考14中「及ばない」とあるのは「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」と読み替えるものとする。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（代理権の証明） **第五条**　次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面（委任状については、その写しを含む。第三項において同じ。）をもつて証明しなければならない。 一～十二　［略］ ２・３　［略］	（代理権の証明） **第五条**　次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。 一～十二　［略］ ２・３　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第一、様式第二、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十一、様式第十二、様式第二十七及び様式第三十三から様式第三十六までを次のように改める。